

平成29年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年9月20日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	稲垣 誠亮	2番	北村五十鈴
3番	荒川 泰宏	4番	丸山 敬二
5番	岩井智恵子	6番	高橋 繁夫
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	中塚 尚憲
11番	上杵 種雄	12番	市木 一郎
13番	山本 剛	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	坂口 哲哉	18番	河野 司
19番	立入三千男	20番	欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	政策調整部長	寺田 実好
総務部長 選挙管理委員会書記長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	政策調整部次長	武内 了恵
総務部次長	三上 忠宏	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	長尾 健治		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 再議の件

(発議第4号「野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について」(再議の件))

提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(開会)

○議長(坂口哲哉君) (午後1時00分) 皆さん、御苦労さまでございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第18番、河野司議員、第19番、立入三千男議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、発議第4号「野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について」(再議の件)を議題といたします。

本件は、先に議決いたしました発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について、地方自治法第176条第1項の規定により、既に配付のとおり、再議に付する旨の文書が提出されたものでございます。

市長から再議に付する理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。

それでは、野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議に対し、地方自治法第176条第1項の規定により、再議を求めます。

今回の再議理由を説明いたします。

今回、再議を求めました理由は、端的に申し上げまして、住民投票にそもそも反対するためではありません。せっかく貴重な市民の財源と労力を費やして実施するのであれば、野洲市独自の制度を定めた野洲市住民投票条例の趣旨に合った真に成果あるものとなるために、今回の発議について内容及び時期等に関して改めて熟議と御採決をいただくことが目的であります。

再議の具体的な理由を順次申し上げます。

まず1点目に、野洲市まちづくり基本条例第22条及びそれに基づく野洲市住民投票条例第2条には、住民投票を実施することができる市政に関する重要事項とは、市及び住民全体に利害関係を有し、住民の間または住民、市議会もしくは市長の間に重大な意見の相違がある場合と定めています。そして、発議書では市長と市議会の意見の乖離と述べられており、この要件に該当いたします。しかし、今回の発議の原因とされる市議会と市長との間の意見の相違については、本日から約1カ月後の市議会議員選挙の結果によっては解消され、住民投票において住民に直接その賛否を問う必要があると認められる重要事項でなくなる可能性があり、この時期にあえて実施の請求がなされることに合理性が認められません。

2点目は、1点目で述べたとおり、野洲市住民投票条例第2条には、住民投票実施の条件として、重大な意見の相違がある場合と定めています。しかし、今回の発議には、市長と市議会の意見の相違点が明確に示されていません。それは、発議には市民病院整備事業に賛成して推進したいためか、それとも阻止したいためか、発議者に明確な主張がないためです。発議者は、これまで駅前市有地の市民病院整備に反対してきている議員の皆さんです。それならば、住民投票に付す事項は野洲駅南口市有地に市民病院を整備しないこととなるべきであります。しかし、既に病院事業阻止という目的は達成済みであります。住民投票は野洲市まちづくり基本条例第22条第1項に規定されるように、市は市政に関する重要事項について直接住民の意思を確認するためであり、単なる意向調査、アンケート調査は想定していません。この点からも、住民投票に訴える法理上の利益は有しない発議であると考えます。

3点目は、当該発議の趣旨の中に、発議者が住民投票の結果に従うことを実質的な条件として発議をされています。このことは、さきの市長の信任を問うことを求める決議と同様、いわゆる不当な約束を前提にしており、結果を尊重するという住民投票制度の趣旨に

反するものです。

参考までに申し上げますと、先日、9月15日に報道されていますが、去る7月、衆議院憲法審査会の議員団として自民党の森英介氏を初め、民進党、公明党、共産党、日本維新の会の与野党7人の議員が国民投票に関する調査、視察のために、英国、イタリア、スウェーデンの3国を視察した際の報告書のもとになる概要メモをまとめたと報道されています。それによりますと、英国の欧州連合EUからの離脱を図る国民投票に関して、英国のノートン上院議員が国民に正確で十分な情報提供をする重要性を指摘。また、キャメロン前首相は、国民投票は何の目的なのかきちんと理解してもらうのが大事。政権に対する信任投票にならないように留意すべきだと助言したことが重要視されたと報道されています。

4点目は、提案理由説明の中で、切望という表現とはいえ、本年10月22日執行予定の市議会議員一般選挙前の実施を前提とし、住民投票を執行する前提としており、住民投票を執行する選挙管理委員会の権限を制約しようとするものであることです。

5点目は、住民投票の結果に従うことに関しては、住民投票の実施時期にかかわらず、結果が出る時点では発議提出者及び賛成者である議員の任期が満了直前あるいは満了しており、住民投票の結果に従うことを果たすことができないため、市民に対する空手形の約束になる恐れがあることです。

なお、私が先に発議を予定していました住民投票では、去る8月27日を投票日と想定しており、その3日後から始まる定例会で投票結果を尊重して審議と採決いただけることとなっており、議員の皆様及び私もその結果を尊重した対応を行うことが可能でありました。

6点目は、住民投票の結果に従うことに関しては、さらに別の問題があります。結果に従うことを仮に前提とするなら、その可能性を保証するためには、結果が出る時点において市民病院事業を進めることと進めないことの両方の選択肢が存在していることが必要です。そのためには、今議会で提案の市民病院関連予算が可決されることが前提となります。あるいは、否決された場合には、市長が改めて次の議会で市民病院関連予算を提案することが前提となります。しかし、住民投票の審議、採決日程が前倒しされ、また再議の日程も閉会日以前であるため、まだ現時点では市民病院関連予算案採決が行われておらず、可否不明であります。そうしますと、もし今議会においても残念ながら市民病院関連予算案が否決される場合には、市民病院関連予算を改めて市長が提案することを前提、あるいは

暗黙のもとに義務づけることになり、大きな矛盾を今回の発議は抱えていることになりま
す。要するに、いわゆる事実性、完結性がない発議となります。

7点目は、市議選という住民投票よりも高度な住民の意思表示の機会があるにもかかわらず、その前後に約1,600万円もの多額の税金を支出して実施する必要性について疑問があることです。

最後に、8点目として、市民病院問題を市議選の争点にせず、住民投票で市民病院問題の賛否を問い、この結果に従うと発議者である議員は主張されますが、本来は選挙でこそ市の重要課題に対し、候補者は自分の考えを明確に訴えて市民の審判を仰ぐものであり、市民病院問題はまさにその最たるものであるにもかかわらず、それを棚上げしての選挙を想定しておられることであります。地方自治制度では、政策、施策及び予算を決めるのは、市民でもなく、市長でもなく、議会です。住民投票では、最終的な決定はできません。市民の皆さんが選挙によって政策、施策及び予算の決定権を有する議会の議員を決めることによって市政に参画できる仕組みとなっています。市議会議員選挙を控えた時期の議員からの住民投票の発議は、この面からも住民投票制度の趣旨から外れて利用される可能性があることとなります。

なお、御承知のとおり、今月28日に招集が予定されている臨時国会冒頭の衆議院解散と、それに伴う衆議院選挙が来月下旬、具体的には来月10日公示で、市議会議員選挙と同日の22日に投票の日程が検討されていると大きく報道されています。この時期にあえて提案理由説明の中で、切望という表現とはいえ、本年10月22日執行予定の市議会議員一般選挙前の実施を前提とした住民投票の発議が妥当なのか、改めて御審議と採決をお願いいたします。

あらかじめ用意しておりました説明は以上のとおりであります。これほど多くの論点が挙げられるのはなぜかと。その背景を考えてみましたら、本日午前の予算特別委員会における一般会計補正予算修正動議の提案者説明で気づいたことがあります。あえて住民投票予算に言及して、地方自治法112条の議案提案権に触れ、議員には予算の増額について認められておりませんと述べておられます。しかし、地方自治法は第97条第2項において「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算も提出の権限を侵すことはできない。」と定めており、議員は議会を通じて予算の増額を行うことが認められております。現に、今回の修正動議においては、基金繰入金を約2億6,000万円増額した案を提案しておられますし、現に予算案の修

正ができるということ自体が増減ができるということでもあります。これは法律の解釈の問題ではなく、法律の認知の問題であると考えられます。あわせて、言及しておられます二元代表制と議会制民主主義に関しましても、詳細は避けますが、論点が成立していないと考えております。

以上、議論、論戦は大歓迎ですが、正しく法令にのっとった御議論と対応をお願いをいたします。

以上、再議の提案理由説明といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております再議の件について質疑を行います。

御質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後 1 時 1 2 分 休憩）

（午後 1 時 4 0 分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第 4 番、丸山敬二議員。

○ 4 番（丸山敬二君） 第 4 番、丸山敬二です。

それでは、発議第 4 号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議についてに対する再議を求めることについて質疑を行います。

博学多才、百戦錬磨の市長が通告を出されたことに対して、20分以上の休憩要求をする。過去にも1時間以上要求したことがありますけども、全く市長がそういうことをされるとは信じられません。一般質問などにおいて、反問のときには、反問を受けた議員は少々質問内容にずれがあっても即座に答えております。全く今のは信じられない行為であります。

質問に入ります。

地方自治法第176条第1項の規定による議会の議決に疑義があるときとは、当該議決が効力を生ずることについて、または執行に関して異議等のある議決をいうものであって、再議の理由に仮の話や前提または憶測を述べている今回の再議は、発議されたときに議論すべきことであって、委員会付託を受けたとき及び本会議場においても十分に議論、討議を行っており、再議の理由には当たらないと私は判断をしております。しかし、その上で

以下2点、質問をいたします。

1点目は、6月定例会では市長みずからが住民投票を実施するための予算を要求し、これが議決されているのに、なぜ今議会においては議員発議で議決されたことに再議を提出するのか。

2つ目、当該議決を執行することに関しての異議または主張となるものは何かをお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の再議に関する御質問2点にお答えをいたします。

まずは、発議をされるときに議論すべきとおっしゃいましたが、これは議員間の議論しかできていませんでして、私は一切関与できていません。そもそも何か御質問の根底が崩れているのではないかなと思うんです。私はここに座っているだけで、一切発言ができない行為だから再議をかけるわけです。

まず、根底が狂っているという前提でお答えをいたします。

予算を提案して議決を求めておきながら、今回なぜ発議に対して再議をかけるかとおっしゃいますけども、前は予算です。今回は発議です。まず、全然違います。前は予算、今回は発議。だから、発議の妥当性に疑義が存在する。疑義と意義が存在するから再議をかけさせていただきました。これはもう正当な手続ですから、地方自治法で規定、保証されていることです。その発議に異議なり疑義に関しては、先ほど8つプラス1つ述べました。憶測というか、きちっと論議の展開の中で想定されることは、これは憶測ではなくて、当然それを前提にして対応すべきものですから、決して感情論とかではなくて、これから将来のことですから、当然現実に起こっていませんが、市議会議員の選挙があった場合どうなるかとか、これは当然想定して対応しないといけないということで申し上げたことであります。

2点目もよく似ていまして、何が支障になるのか。異議、主張と、ちょっとこれ異議と主張は違うんですけども、これも先ほど8つプラス1で述べたとおりであります。どれも私は重要だと思っていますけども、そもそも住民投票の制度で想定されている、拘束なくて住民の素直なといいますか、十分情報を持った市民の健全な判断を尊重するということからすると、それに従うということは、これは制度が想定していないということでありまして、ここが御理解できないのがちょっと残念です。

先ほどたまたま読んだ新聞からキャメロン前首相のことも引いておきましたけども、も

しくは、これが何かがかかっていると、もう住民投票にならないわけですね。例えば前回、私は覚悟を問うというので回避しました。これは私があつたわけでも何でもなくて、まず事務解釈上、市長、これはできませんということを内部で提案があつたのでやめました。当然です。もしくは、私の覚悟はどうでもいいんですけども、進退がかかっていた場合はどうなるかといったら、徹底的にやらないとだめなわけですね。だから、そういうことを想定していないわけですよ。議員さんも進退がかかっていたら、通常の選挙と違って公職選挙法にもかかりませんから、あらゆる財をつぎ込んで、あらゆる労力をつぎ込んで、本当にかけているのであればやらないとだめですけども、そういったことは住民投票ではなじまないということですから、拘束をかけないというのが、住民投票なり国民投票もそうですけども、十分情報を持って熟議をして健全な判断をします。ですから、8つプラス1つは重要だと思いますが、あえて申し上げれば、拘束がかかっていることに対して異議と疑義が存在するので再議を付させていただきました。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） いずれにしても、当然議員間で、何かこれも議会運営委員会の席で市長が付託してやるべきやというような発言があつたようですけども、この辺も何か議会に対する不当介入ではないかなと思います。

今、市長いろいろ言われましたけども、市民の健全な判断というところは、これはもう発議した側も当然のことであって、そういうことでやろうとしているわけです。市長は先ほど、6月には予算を要求しただけでやるとは言っていないと言いましたけども、最後のほうにもありましたけども、市長は内心の自由を束縛されたんでやらないと、こういうふうなたしかおっしゃいました。内心の自由を束縛されて、山仲市長がたったあれぐらいなことでこんな尻すぼみになるとは私は信じられませんでした。これはそれぐらいのことは以前の一般質問でも言いましたけども、やはり後押しして、これぐらいの覚悟を持ってやってよという後押しをしているという意味合いであって、何も内心の自由を束縛したもので何でもないとは私は思っています。

そういうことでいけば、先ほどの議運の中で市長が発議に提案している、名前連ねている方は、次の選挙には出るんやろうなというようなこと言われたというのは私聞いていますけども、それこそが内心の自由を束縛しているのではないかなと、私はこのように思います。もうこれは聞いても平行線かもわかりませんが、今の市長が議運で、次の選挙も

出るんやろうなと言うたことは内心の自由を束縛していることになるかならないか、お聞きします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かブーメラン飛ばしておられるのかなと思うんですけど、まず憶測とかで物を言ったらだめです。私は、議会が住民投票をされたらどうですかということを経験で言った覚えは全くないです。全くない、それは。

（「覚えていないからしゃあない」の声あり）

○市長（山仲善彰君） そこは誰に聞かれたのか、きちっと、いや、私もなぜ丸山さんにそんなことを言うかといったら、質問の冒頭に再議発議書に対して憶測とか何とかみたいなことをおっしゃった上で、自分が目の前で私が行っていない場所で言っていないことを言ったという前提で今質問しておられますから、それはそれとして、後のほうは言いました。それはどういうことかということ、約束があるから言ったわけで、みずから約束をしておられるから、その約束を果たせないのではないですかと。果たすためには、次の市議会議員の選挙に出られない限り本会議のチャンスがないので、住民投票の時期がいつにしても、従うということは議決で従うということでしょうと。それなら次の選挙も出られて議員さんでない限り、この約束を果たせない。だから、私が内心の自由縛ったん違って、みずから内心の自由を縛るような発議案を示されたので私がそう言ったわけで、全然問題はないと思っています。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。3回目です。

○4番（丸山敬二君） 議運で言っていないということは本当ですか、これ。

（「訂正してもらわんと。休憩、休憩」の声あり）

○4番（丸山敬二君） いやいや、このままでもいいですよ。

○議長（坂口哲哉君） 言ってください。

○4番（丸山敬二君） 発言求めてもいいですか。

○議長（坂口哲哉君） 3回目ですからね。

○4番（丸山敬二君） わかっていますよ。これ、どうなるんですか。発言を求めて、発言してくれた場合は質問の中に入るのか別なのか。

○議長（坂口哲哉君） それは一緒です。

○4番（丸山敬二君） 一緒ですか。じゃあ、その前に聞いておきますけども、先ほど言いました博学多才、百戦錬磨の市長ですから、言葉巧みにやられると思う。国会議員並み

のことで来られるんで、我々も太刀打ちできんところはあるんですけども、それは明らかに言うた、名前を連ねた人に対しては、市長の言う内心の自由を縛っている、束縛していると思いますよ。そのときに言ったのは、そういう決意をあらわしておるということであって、何もそんなことは、みずからが内心の自由を縛るとか、そんなことはありません。絶対それはない。それは市長の言うてるんと、市長が決議をしたときに内心の自由を縛っていると、束縛していると同じですよ。明らかに内心の自由を束縛しています。

議運で言ったことがないと言われてはいますけども、聞いた議員さん、発言をお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 誰かおられますか。

（「そんなことできるん」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 5 2 分 休憩）

（午後 1 時 5 2 分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 再開いたします。

市長。

○市長（山仲善彰君） これ、今本題は議員発議で住民投票を、このいろんな課題を申し上げたこういう状況の中で、こういう内容でされようと思っている議論であって、私は何か、まあ人間は忘れますけども、ごまかすつもりは一切ないですし、覚えていることは全部申し上げます。ただ、議員さんにどうぞと言ったのは、私は議運じゃなくて、記者会見で質問があって、そこでどうですかと言われてたら、議員の方が発議されるのはいたし方ないですよ。それが議員がやられるんだったらみたいな報道をされた記憶はありますけども、議会の会議で住民投票どうぞと言った覚えは私はないです。まあ、どちらでもいいですけども。

それと、もう何か何回でも言っているんですけど、みずからが縛ってこられたことが野洲市住民投票条例の趣旨に反するので、私はそれはおかしいですよ。だから、そういうことからすると、議員の方が次回のその時点で、これの結果が出る時点で議員さんであることになってしまうので矛盾しているでしょうという論理で言ったわけで、何も内心の自由を私が先に縛りに行ったんじゃないし、発議書を見て言っているわけですよ。これは単なる決意じゃなくて、議運で議案として提案された発議書の中に従うという約束が入っていたから、それに対する見解を私が述べたままで、もう自信を持って言いますけども、6

月議会の予算の附帯決議、あれは、だから覚悟でやめたのではなくて、いわゆる拘束、約束が、たがが課せられて入っていたから、私はこれはゆがみますよと。そのときに何回も言ったように、制度的に検討してだめだということだし、そのときの議論を覚えていますけれども、これやったら私、私財投じてでも徹底的に病院賛成で動かんかったら、私が覚悟を求められているあかしができないじゃないですかと言っていて、でもそんなことを住民投票でやるわけではないので、いずれにしてもこれはやめざるを得ないということで、皆さん方がせっかくつけていただいたけども、最後の最後の土壇場についてきた附帯決議を排除といいますか、それがあつたがゆえに住民投票を断念したわけです。今回も皆さん方同じように従うという約束をつけてこられたからさっきの発言が出たわけで、物事というのは事象じゃなくて文脈の中で捉えんとだめですけども、丸山議員の御質問は何か事象ばかりみたいな質問ですけども、文脈の中で捉えていただいたら、決して縛るような内容の発言でないことは自信を持って申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 7番、太田健一です。

それでは、発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議についての再議に対して質疑を行います。

先日の議会開会日の冒頭で、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて、発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議書が市民病院建設に反対されている議員の方々から提案され、我々日本共産党市議団として野並議員が議場での質疑や反対討論を行い、私自身も総務常任委員会で提案者に対する質疑や議員間での討議を行った結果、賛成多数で可決となりました。

住民投票そのものに関しては、市政の重要課題について請求者、市長であったり、議員、市民からも住民投票条例の請求要件が整っている請求である場合、当然実施すべきものは考えますし、誰でも自由に行える制度であるということは認識しています。しかし、今回の発議に関しては、来月行われる市会議員選挙の改選との時期的な問題や6月議会の市長提案の住民投票に対しての附帯決議、先ほどもここでやりとりされていましたが、そういう束縛が附帯決議が取り下げられていないままの問題など、課題も残されたままです。そうした問題や課題についての質疑に対する提案者や賛成議員の答弁には、市議選は病院問題だけが争点ではないであったり、附帯決議は意見や希望を主張するものであって、法的拘束力もなく、白紙の状態というふうにあります、単純に市民の思いや意見を住民投

票で素直に聞きたいというふうになりました。

6月議会での市長提案の住民投票には、我々日本共産党市議団としても賛成をしました。ですが、そこに制約をかけられ、民主主義そのものの根底を否定するような附帯決議をつけて、先ほど市長も言われていましたけど、みずから住民投票をとめておきながら、そもそも市議選で市民からの審判が下るといふ、来月ね、タイミングでの発議の理由としては、もう到底納得できる内容の答弁ではありませんでして、賛成すべき状況ではありませんでした。可決された後にも、仮に市議選前に住民投票を行い、その結果を尊重するとしても、改選後に全ての議員が残るわけでは、これはちょっとわからないですけど、その可能性が低いことから、その責任を議員みずからが負えるのかということも疑問ですし、事実上、市議選が病院問題の争点でもあって決着はつくという時期であるにもかかわらず、この住民投票は法的拘束力がないという性格であることから、その前後に約1,600万円もの莫大な市民の税金を使ったアンケート調査に終わってしまうのではないかとということも疑問に思っています。

そうしたさまざまな疑問点や問題はいまだに払拭されないままでありますが、この再議書の理由として、8項目にわたって指摘されている内容はもう当然のことだと考えます。したがって、この再議に対しては賛成の立場ではありますが、以下の2点の内容に関して質疑を行います。

まず、再議書の理由の4点目に書かれています提案理由説明の中で、切望という表現とはいえ、本年10月執行予定の市議選前の実施を前提とし、住民投票を執行する選挙管理委員会の権限を制約しようとするものであることというふうにあります。この内容はまさにそのとおりでもあると思いますが、その上で先ほど市長も言われていましたし、皆さんも報道を見ていれば御存じのとおり、ちょうどこの時期に衆議院の解散総選挙が行われるということがかなり濃厚と、可能性が高くなっています。先ほども言われていましたけど、10月10日告示で22日の投票ということが、今出されている情報としてはそこが濃厚であると考えられますし、そうなると市議選が15日告示の22日投票ということからも、そもそも市議選と一緒に、性格が違うので、投票の。市議選と同時の住民投票は無理となった場合に、その前か後かということで、提案されている方は前を求められていますが、市議選前に住民投票を行った場合、余りにも実務として、国政選挙、住民投票、市議選ということが煩雑にもなりますし、市民の方も混乱すると思いますし、現実的には不可能ではないかというふうに考えていますが、この点に関しての見解を1点目。

2点目、次に再議書の理由として、最後の8点目に書かれております市民病院問題を市議選の争点にせず、住民投票で市民病院問題の賛否を問い、この結果に従うと発議者である議員は主張するが、本来は選挙でこそ市の重要課題に対し候補者は自分の考えを明確に訴えて市民の審判を仰ぐものであり、市民病院問題はまさにその最たるものであるにもかかわらず、それを棚上げして選挙を意図するために住民投票が利用される可能性があることというふうに書いてあります。この文面の意味がちょっとまだはっきり理解できていないので確認したいんですが、これは事実上、現状の市政の大きな課題として病院問題が争点でありまして、それと含めて市議選で市民の判断を仰ぐことがそもそも必要であるが、その市議選前に住民投票で病院問題を個別に問うということによって、病院問題を市議選の争点から外す目的に住民投票の制度を利用していることが問題であるというふうに解釈してよいのか、要するに市民病院建設を反対されている議員の方々が市議選で病院問題を争点から外したいのか避けたいのかと考えて住民投票を市議選前に実施させようとしている、そういうふうな意味で書かれていると理解していいのかどうか、見解を伺います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員からの住民投票の発議に関する再議についての御質問2点にお答えをいたします。

まず、1点目の投票の実施の問題でありますけども、御指摘のように、最終的には選挙管理委員会に委託を私のほうから行いますので、日程とか準備の判断の権限は選挙管理委員会でありますけども、最終執行者は私でありますので、委託をするもとは、市としての責任者は私でありますので、その立場からお答えをいたします。

これも御指摘のように2つの議員選挙が可能性がある。少なくとも市議会選挙はもう確実であります。そうしますと、投票日だけの問題じゃなくて、期日前投票からもう投票行動が始まりますし、その前から投票用紙の準備ですとか、さまざまな準備が伴ってきます。ということからすると、もう仕事量的に今の野洲市の選挙管理委員会といたしましても、実際は総務部の職員が兼務しているわけですから、私から見て、職員の仕事量からして困難だと考えますし、そこに国政選挙は10日という長い選挙期間でありますから、余計に町に仕事が重なってきますので、その想定が濃厚なこの時期にあえて住民投票をするということは、これは中身のいい、悪いの問題ではなくて、御質問のとおり、作業として困難という見解を持っております。

それと、御質問の住民投票制度を病院問題から、市議選の争点から外す目的に利用され

ているのかどうかですけども、そこまでは私はわかりませんが、別の面からの可能性として申し上げました。ここに、争点にしないというのは、これは報道されていて、この中におられる議員の方がおっしゃったことでもありますし、提案説明でもそういったニュアンスは若干受け取れました。もちろんどちら、この住民投票の機能はさまざまな機能を持っていますからいいわけですが、市が執行する選挙と市が執行する住民投票というものの中でのやはり役割から考えると、8項目めで申し上げたということではないかなというふうに思っています。

それと、時期が結構問題でして、なぜこの時期なのか。思い出しますと、前の議会で私が即実施できないという表明の後、病院に反対の議員さんたちが集まって、これ報道ですけども、集まって議論されたということが7月初めに報道されていたので、事務レベルでは議員発議の住民投票があるのではないかとというふうに議論がされていたと聞いています、準備という意味で。それなのに8月30日の開会の議会に出てきたということは、今回こういう市議選とも重なりますし、先ほど御質問がありましたように、議会選挙という1つの節目を越えて継続するような形にならざるを得ないということになってきたのではないかと思います。

以上、答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） おっしゃられたとおりで、疑問なのは、本当になぜ今の時期なのかというのを思っています、市長が今言われていたとおり、6月議会の、一度取りやめされた後に、その後に発議されるならまだわかる、ほかの問題もありますけど。それが今の時期ということがあって。そもそも本当に市議選で争うべき争点なので、この住民投票というのはそもそも補完的な意味合いを持つ制度なので、先ほども委員会の中では質疑させてもらったんですけど、それは半年先、1年、2年先に市議選があるなら、その前に住民の意向を聞いてみたい、意思を聞きたいというならわかるんですけど、それが市議選がもうある直前でされるというのは、基本は市議選が一番大事な選挙ですよ、住民投票は補完的なもん、あくまで。なので、そこのところはすごく疑問に思っています。そういうことから判断すると、やはりこの住民投票は行うべきではないというふうに改めて思うんですが、それに関して何かお考えあったらお聞きします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 改めてその住民投票の問題の御質問ですけども、何回もお断りし

ていますが、私、住民投票には一切反対をしていません。もともとまちづくり基本条例ができていて、その中に野洲市は住民投票を行うという定めだけがありまして、9年前就任したときに、もう紛糾をしていて住民投票条例がつくれていなかったわけですね、審議会も開きながら。早束手をつけたのがこの住民投票条例ですから、私の最初の条例ですので、それなりの思い入れと言うと変ですけども、制度設計からもいろんな方の意見を聞きながらつくってきた条例ですから、これを使っただきたくないというのは全く逆でして、ぜひ市民の皆さん、議員の皆さん御活用いただきたいという熱い思いを持っています。

ただ、これは時期と状況を踏まえないとだめでして、もうまさに議員御指摘のとおり、時期も状況も全くふさわしくない時期になされているというふうに考えますので、市民感覚で普通に考えれば、この時期に、私、出てこない。もう新聞に大きく報道されていますから、いろんな催しで多くの市民の方にお出会いしても、あるいは自治会長さんなんかと話してしましても、こう言ったら変なんですけど、何がどうなっているかという感じでおっしゃいますので、住民投票は大事ですけども、少し冷静に考えれば、これは再議を可決させていただいた議論を踏まえて御審議、御採決を賜りたいという思いを強く持っています。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） もう結構です。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 衆議院議員選挙、冒頭は10日と言ったんですが、何かさっき12日と言ったみたいなんですけども。

（「……」の声あり）

○市長（山仲善彰君） 12日に訂正をいたします。

○7番（太田健一君） ありがとうございます。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております再議の件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、再議の件については委員会付託

を省略することに決しました。

次に、再議の件について討論を行います。

討論はございませんか。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 1 1 分 休憩）

（午後 2 時 1 5 分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第 5 番、岩井智恵子議員。

○ 5 番（岩井智恵子君） 第 5 番、岩井智恵子でございます。

発議第 4 号、野洲市住民投票の実施に関して、反対討論をいたします。

そもそも今回の野洲市住民投票を実施されるとするならば、野洲市市議会議員選挙後の実施でもあり、かつまた時期的観点からも、あるいは野洲市民に対しても、単なる意向調査的な住民投票であれば、約 1, 6 0 0 万円もの税金を使い実施することは妥当性があるとは思えません。まして、衆議院の解散総選挙とのダブル選挙が現実視されている中、新野洲市議会議員が決定した後、続いて野洲市住民投票を 1 1 月に実施しても、果たして市民の真意が問えるでしょうか。その上、投票率が 5 0 % を下回れば開票もされません。また、当該発議の中で、前回の市長との信任を問うことも求める附帯決議と同様、今回も住民投票の結果に従うことと実質的な条件として出されているなど、選挙後の新体制にあってはつじつまが合っていないなど、不当な約束だと思えます。

さて、かねてより、ある地域のふれあいサロンで病院建設に当たり疑問に答えてほしいとの問い合わせが私に寄せられました。日の指定もあったことや、今の時期からして懇談会は無理と判断し、市民病院整備課に相談して、昨日一緒に行ってまいりました。率直に反対意見もしかり、いろいろな疑問に例を挙げながら答え、スムーズに進みましたが、その自治会区はよく勉強会もされている中で、やはり住民投票には今なぜするんやわからないと疑問視されていて、選挙までに説明に回るべきだと、厳しい意見が出されていました。

これらのことから、多額の税金を無駄にしないよう、実施するものであれば、それなりの説明責任があると私は思っております。よって、野洲市住民投票の実施には反対討論といたします。議会として一番大切な市民に寄り添った判断をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第12番、市木一郎議員。

○12番（市木一郎君） 第12番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております再議の内容には同意できず、原案について賛成の立場から討論を行います。

本年第3回定例会の議第50号平成29年一般会計補正予算（第2号）の提案理由説明の中で、市長は住民投票を提案すると説明され、市民に問う選択肢はできるだけ簡明な野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについてを案として考えていると明らかにされました。しかし、市長は議会の附帯決議を理由にその実施を見送られました。実施を見送ったことについて反対派議員が残念がっているなら、議員が発議してやればいいのではないかと定例記者会見で述べられました。その発言どおり、議員発議をするに至ったにもかかわらず、市長は今回、根拠のない理由で再議にかけられました。これは明らかに住民投票の実施時期の遅延行為に値するものと考えられます。

それでは、今回の市長から出されました再議の内容に同意できないことから、原案についての賛成討論を行います。

まず、市民から住民投票の実施請求の申請があった場合における市長の審査基準として、野洲市住民投票条例施行規則第2条第2項に3点示されております。まず1点目は、重要事項に該当しないと認めるとき。2点目は、条例第5条に規定する二者択一の形式に該当しないとき。3点目は、住民投票請求書に形式上の不備があると認めるときとあります。ここで言う3点目につきましては、議員発議による請求の場合は、議決に至る手続上の瑕疵と読みかえることができると思います。これを今回の議員による発議に当てはめた場合、市長の再議の理由としては、今申し上げました3点のうち1点目の重要事項に該当しないと認められたからであると考えられます。

そもそも住民投票を実施することができる市政に関する重要な事項としては、野洲市住民投票条例第2条において、2点の要件が規定されています。その1点目が、住民の間に重大な意見の相違がある場合。2点目が、住民、市議会もしくは市長の間に重大な意見の相違がある場合であります。そして、現状、今回の議員発議書では、市民の議論を二分している現状及び市長と市議会の意見の乖離を明記しており、議員発議の趣旨は市議会と市長との間の意見の相違のみならず、住民の間に重大な意見の相違があることも1つの要素であります。この住民の意見の相違については、地域住民の意見を詳細に把握している議会議員が、その現状を最も把握しているところであります。

さて、今回の再議書には、市長が8項目に上る多くの理由を提示しておられることから、あえて各再議の理由に関しての問題点を述べさせていただきます。

理由の1項目めにつきましては、3点の問題があると思います。

まず1点目は、市政に関する重要事項の主張の違いであります。前述のとおり、野洲市住民投票条例第2条においては、住民投票を実施することができる市政に関する重要な事項として、2点の要件が規定されています。今回の議員発議の趣旨は、市議会と市長との間の意見の相違のみならず、住民の間に重大な意見の相違があることも発議の大きな要素であります。

次に2点目は、不確定要素による主張の妥当性であります。市長は、市議会議員一般選挙の結果により重要事項が解消される可能性があるとして主張されておられますが、市議会議員一般選挙は決して病院整備の是非のみでなく、それと関係なく地域の代表として選ばれることも十分考えられます。よって、不確定要素の強い内容を持って再議の理由とするのは適当ではありません。

3点目は、市長発議による住民投票の実施との矛盾であります。市長発議により住民投票を実施した場合においても、前述と同様の可能性が起こることは明白であります。このことを承知の上で住民投票の実施に関する予算を計上したことは、大いに妥当性を問われるものであります。

次に、理由の2項目めにつきましては、2点の問題点があると思います。

まず1点目は、市長と議会との意見の相違点の明記についてであります。発議書に市長と議会の意見の相違を示す義務は住民投票条例には規定されていないことです。これまでの意見の相違があるという事実関係は、これまでの議会議決の経緯からも極めて明白であります。

次に2点目は、住民投票に付す事項であります。市が現在進めているのは、野洲駅南口市有地に市民病院を整備する計画であり、整備をしない計画は現存しません。発議の趣旨は、既存の市民病院の整備計画に基づいて、真にその計画の是非について市民の意思を確認するものであります。

また、本住民投票は、住民投票条例第2条のとおり、市及び住民全体に利害関係を有し、住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について直接市民の意見を問うものであり、決して単なる意向調査ではないということでもあります。

次に、理由の3項目めについての問題点ですが、住民投票の結果に従うことを実質的な

条件とした発議であると言われていることです。これは不当な約束ではなく、野洲市まちづくり基本条例第22条第2項の市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しますとの規定に基づき、結果を尊重する意思を改めて表現したものであります。

次に、理由の4項目めについての問題点ですが、切望という表現についてであります。市長が既に住民投票の実施時期が市議選後になる可能性に言及したコメントを行っていることこそが選挙管理委員会の権限に介入するものであります。本発議においては、あくまでも希望を述べたものであり、発議書に記載したものでなく、住民投票の実施時期については選挙管理委員会の決定に委ねることを前提としています。

次に、理由の5項目めについての問題点ですが、空手形の約束と言っておられることについてであります。そもそも野洲市まちづくり基本条例第22条第2項の規定は、議員の任期に関係なく市議会という機関として結果を尊重する義務があると解していることから、空手形の約束などとは到底言えるものではありません。

また、市長が先に予定されておられた住民投票を見送ることなく実施されておられたら、このような発議をすることもなかったと言えます。

次に、理由の6項目めについての問題点ですが、市民病院関連予算採決の可否不明についてであります。本項目につきましては、何を言わんとしておられるのか、意味不明な項目ではありますが、あえて言うならば、主張しておられる2つの選択肢だけではなく、本来ならば速やかに再議を撤回し、補正予算も一旦撤回した上で、住民投票予算を減額しない補正予算を提案する選択肢もあったということです。

次に、理由の7項目めについての問題点ですが、多額の税金を支出し、実施する必要性についてであります。市長が既に予算化されている市長発議の住民投票を市議選前の8月27日に実施する場合においても、同様の多額の税金支出を伴うものであります。この予算につきましても、議員全員賛成で可決いたしております。

また、このように野洲市の将来を左右する重要事項に関して、市民の税金を投入することは妥当な判断であります。

最後に、理由の8項目めについての問題点ですが、市議選の争点についてであります。市民病院問題は市政の重要課題ではありますが、提案理由説明のとおり、市議選は病院問題の是非だけを市議選の争点にするのではなく、市政全般については是々非々で職務を遂行する議員を選出することが重要であるということです。昨年の市長選でも病院問題は解決済みであり、選挙の争点ではないと市長から類似した主張があったように記憶しておりま

す。

以上のことから、結論として、再議において市長が、今回の発議は市政の重要事項に該当しないと主張する主張は正当性を欠くものであると言えます。二元代表制を基本に、野洲市を正常な状態に戻すためにも、ぜひとも住民投票を実施すべきであります。

以上のことにより、市民の意向を踏まえた上で再議の対象となっている原案についての賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

発議第4号の野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について反対の立場ですが、再議に対しては賛成の立場で討論をします。

住民投票の実施の請求に関する議員発議に対して、市長から再議書が提出されました。そもそも議員発議の住民投票に関しては、日程的なことを考えれば、市議選も行われることから無理があること。仮に1週間前または同日投票だとすれば、衆議院の解散総選挙の日程とも重なり不可能に近く、市議選の後であれば市議会議員の構成が変わっており、新しく選出される議員が議論し、決めていくことである。

住民投票そのものに異論はないが、この時期、つまり市議選前後に住民投票を行うとしても、投票率が50%を割ると開票できない住民投票はやるべきではない。1,400万近くの税金をどぶに捨てることになり、そのようなことは回避すべきである。お金の使い方を変えて、福祉、暮らし、学校修繕費等に回すなど、有効な税金の使い方こそ求められています。

当初提案された住民投票に憲法違反とも言える附帯決議を出し、住民投票を8月中にできなくした病院建設に反対する議員の責任は重く、附帯決議がつけられていなければ8月に住民投票は既に行われていたはずである。今回の発議でも住民投票の結果に従うことと、現議員の任期への事実上の附帯がつけられているが、議員発議の提出議員も賛成議員も、市議選後に議会にどうかかわからなく、無責任きわまりない。

病院建設については、住民の中にも多様な意見はあるが、7年近く議論してきたことと地域医療や高齢化社会のことを鑑みれば、もう待ったなしの状況である。市民の命と健康を守るという観点からすれば、この時期にこれ以上時間を費やすことはできない。今まで議会は何をしていたのかという市民の声もある。

大切なことは、市議会が国言いなりの公立病院潰しに荷担せず、市民の命、健康を守っ

ていくために、5万人の都市に1つは入院できる中核病院がどうしても必要であるということである。財政が心配という意見もあるが、命よりとうといものはない。生きとし生けるもの諸行無常であり、高齢化社会の中でも誰もが病気や介護も必要になってくる中で、これからの社会に公立で市民の命と健康を守る中核的医療機関の病院は必要である。住民投票が政争の具になっているこの状況では市民の納得は得られないことから、この時期において住民投票実施は見直すべきであり、発議4号に対しては反対、そして提案された再議に対してドゥリにあるものであることから賛成討論とします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号「野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について」（再議の件）を採決いたします。

この際申し上げます。本件について、さきの議決のとおり決することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、過半数の議決による採決となります。したがって、ただいま議題となっております発議第4号野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議についての採決における可否同数の取り扱いについて、起立票決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、発議第4号の採決における可否同数の取り扱いについて、起立票決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

お諮りいたします。

本件はさきの議決は可決でした。この議決のとおり可決とすることに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立多数であります。よって、発議第4号は、さきの議決のとおり決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明 2 1 日は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。明 2 1 日は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る 9 月 2 2 日は午後 1 時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。(午後 2 時 3 7 分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年9月20日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 河野司

署名議員 立入三千男